（電子情報処理組織による供託等の方法）

第三十九条　［略］

［2～5　略］

6　委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によつて前条第一項第二号の規定による払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、第二十七条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しない。

7　［略］

8　［略］

（供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則）

第三十九条の二　［略］

2　委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によつて第三十八条第一項第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第四項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しない。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電子情報処理組織による供託等の方法）

第三十九条　［同上］

［2～5　同上］

［項を加える。］

6　［同上］

7　［同上］

（供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則）

第三十九条の二　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

第二十四号書式を次のように改める。

第二十四号書式（第２１条の３第１項関係）

供　託　金　保　管　替　請　求　書

供託金保管替請求書	係員印	受付		調査		照合		送付		元帳	

請求年月日	年　月　日	受付番号	第　号	年　月　日
供託所の表示		整理番号	第　号	認可 ㊞

請求者等の住所	（会社法人等番号（任意））　－　－ （代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。）	法令条項	
		供託年月日	
		供託番号	年度金第　号
		供託金額	円
備考		保管替えを受ける供託所の表示	
		保管替えの事由	

上記供託金を保管替えする。
年　月　日
法務局
供託官　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。